

熊本県公報

号外 第 2 0 号
平成 27 年 3 月 31 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県税条例等の一部を改正する条例	(税務課) 1
規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 10

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 1 法人県民税
法人県民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。(第 37 条関係)
- 2 法人事業税
資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1 億円超の普通法人の事業税の税率について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすることとした。(第 41 条、附則第 18 条関係)
 - (1) 付加価値割 100 分の 0.72 (現行 100 分の 0.48)
 - (2) 資本割 100 分の 0.3 (現行 100 分の 0.2)
 - (3) 所得割
 - ア 所得のうち年 400 万円以下の金額 100 分の 3.1 (ただし、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100 分の 1.6)
 - イ 所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 100 分の 4.6 (ただし、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100 分の 2.3)
 - ウ 所得のうち年 800 万円を超える金額 100 分の 6 (ただし、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100 分の 3.1)
- 3 不動産取得税
 - (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 7 条の 2 関係)
 - (2) 住宅及び土地の取得に係る標準税率を 3 パーセントとする特例措置の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 7 条の 3 関係)
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 8 条関係)
 - (4) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後 2 年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(附則第 8 条の 2 関係)
- 4 自動車取得税
 - (1) 自動車取得税における非課税措置について、対象車に係る基準を平成 32 年度燃費基準へ置き換えた上で、平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3 関係)
 - (2) 自動車取得税における税率の特例措置について、対象車に係る基準を平成 32 年度燃費基準へ置き換えた上で、平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3 の 2 関係)
 - (3) 自動車取得税における課税標準の特例措置を見直した上で、平成 29 年 3

- 月31日まで延長することとした。(附則第8条の3の4関係)
- 5 軽油引取税
軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の4関係)
- 6 狩猟税
 - (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特例措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。(附則第13条の2関係)
 - (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。(附則第13条の2関係)
 - (3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした。(附則第13条の3関係)
 - (4) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者(認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。)として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした。(附則第13条の3関係)
- 7 地方消費税
地方消費税の税率の78分の22(消費税率換算2.2パーセント)への引上げ等の施行期日を平成29年4月1日とすることとした。(第48条の4関係)
- 8 その他規定の整理を行うこととした。
- 9 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、6(2)の規定については、平成27年5月29日から施行することとした。
- 10 所要の経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第38号

熊本県税条例等の一部を改正する条例
(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

- 第37条第1項の表第1号エ中「保険業法」の次に「(平成7年法律第105号)」を加え、同条第4項を次のように改める。
- 4 第2項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項に規定する日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項に規定する日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 第37条に次の2項を加える。
- 5 第2項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、施行令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「施行令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

6 第2項第3号に掲げる法(保除業法に規)の資本金等の額が、同号に定める日現在における第1項の額が、第3項において同じ」を加え、同項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウの表中「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の7.2」を「100分の6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第56条第3項中「不動産を取得した者が」を削り、「第10項」を「第14項」に、「いずれかに該当する場合には」を「適用がある場合は」に、「当該取得」を「不動産の取得」に改める。

第59条第1項中「第39条の2の3第1項各号に規定する」を「第39条の2の4第1項各号に掲げる」に改める。

附則第7条の2中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第8条中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

の2の3第1項各号に規定する」を「第39条の2の4第1項各号に掲げる」に改める。

附則第8条の2の2を附則第8条の2の3とし、附則第8条の2を附則第8条の2の2とし、附則第8条の次に次の1条を加える。

(改修工事対象住宅の取得に對する不動産取得税の減額等)

第8条の2 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定するが、改修工事対象住宅(以下この項及び次に掲げる「宅地建物取引業(共同)住宅」という。)にあっては、その居住の用に供されたことのない住宅以外のもをいう。以下この項及び次に掲げる「改修工事対象住宅」という。を、当該改修工事対象住宅の取得した日から2年以内、当該改修工事対象住宅の性能向上に資する改修工事を行った当該改修工事の居住の用に供したとき、当該改修工事の性能向上改修工事の取得に對して課する不動産取得税の額は、当該改修工事の取得したとき、当該改修工事の性能向上改修工事の取得に對して課する不動産取得税の額から、当該改修工事の性能向上改修工事の取得に對して課する不動産取得税の額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に對して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該宅地建物取引業者が当該改修工事の性能向上改修工事の取得に對して課する不動産取得税の額を減額する旨の申告があり、当該申告が当該改修工事対象住宅に係る不動産取得税の額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 改修工事対象住宅の新築年月日並びに改修工事の着工及び完成予定の年月日

(2) 改修工事対象住宅の床面積、構造、使用目的、改修工事の内容及び費用並びに個人に對する譲渡予定額

(3) 改修工事対象住宅が施行令第37条の18第3項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものである場合、その旨

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しななければならない。

附則第8条の3第2項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項に規定する新車登録」に、「第59条の規定による検査」を「第60条第1項後段の規定による新車登録」に、「第59条の規定による検査」を「第60条第1項後段の規定による新車登録」に改め、同項第2号中「附則第8条の3第4項」を「附則第8条の3の4」に改め、同項第4号中「次条」を「第10項」に改め、同項第4号中「及び附則第8条の3の4」を「及び同号イ(ウ)中「100分の4.1」を「100分の1.5」に改め、同号イ(ウ)を同号ウとし、同号ア中「及び次条」を「次条及び附則第8条の3の4」に改め、同号ア(ウ)中「エネルギー消費効率(以下この項、次条及び附則第8条の3の4)に、「次項」を「以下この項及び附則第8条の3の4」に、「以降」を「平成32年度以降」に、「も(以下この項及び次条)」を「も(次条及び附則第8条の3の4)に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度

基準エネルギー消費効率に改め、同号の次には次のように加える。のうち、次のいずれにも該当するもの。軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。平成27年度基準エネルギー消費効率に100の120を乗じて得た数値以上であること。

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合するもの。軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に適合するもの。軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100の115を乗じて得た数値以上であること。

第5項に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ウ(イ)中「100分の105」を「100分の115」に改め、同条第3項中「附則第8条の3の4第4項から第7項まで」を「附則第8条の3の4第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第1号ウ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号イ中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウを同号エとし、同号ウ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号イ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イを同号ウとし、同号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号アの次に次のように加える。のうち、次のいずれにも該当するもの。軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合するもの。軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に適合するもの。軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

第5第13項に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の115」に改め、同条第3項に改め、同号ウ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「100分の110」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録を受けるものの取得(前2項又は附則第8条の3の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに

れたときの適用が、なにも乗るが、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(乗用車又は軽自動車)の重量が2.5トン以下で、平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ア 乗用車又は軽自動車(乗用車又は軽自動車)の重量が2.5トン以下で、平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 附則第8条の3の2に次の1項を加える。が2.5トン以下のバス若しくはトラック(乗用車又は軽自動車)の重量が2.5トン以下で、平成29年3月31日以前に取得(前3項又は附則第8条の3の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日以前に行われたとき限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の4第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げるガソリン自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成2

物の値の4分の1を超過しないこと。2年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。このうち、次のいずれにも該当するもので省令第17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超過しないこと。2年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外のものである場合は、当該取得が平成29年3月31日までに完了したとき限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から150,000円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第8条の3の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車
 (2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令第17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超過しないこと。2年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第8条の3の2第4項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外のものである場合は、当該取得が平成29年3月31日までに完了したとき限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から50,000円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第8条の3の2第5項に規定するガソリン自動車
 (2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令第17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超過しないこと。2年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の4第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第13条の2を次のように改める。
 (狩猟税の課税免除)
 第13条の2 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣保護管理法）という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合には、第146条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えられた鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者）とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第146条第1項の規定にかかわらず、当該認定鳥獣捕獲等事業者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

附則第13条の2の次に次の1条を加える。
 (狩猟税の税率の特例)
 第13条の3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者

- 7 新条例附則第8条の4第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第13条の2第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税については、なお従前の例による。
- 9 新条例附則第13条の2第2項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受けの者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 10 新条例附則第13条の3の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受けの者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 11 新条例附則第13条の2及び第13条の3の規定の適用については、新条例附則第13条の2中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣保護管理法」と、新条例附則第13条の3第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定による読み替えて適用される第5項）」と、「鳥獣保護管理法第2条第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第9項」と、「鳥獣保護管理法第6条第1項の規定により読み替えて適用される第9条」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法）第6条第1項の規定により」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項の規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣保護法第9条第8項）に係る被害防止の特措法」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法）第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。」とあるのは「者」とする。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第28号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
 熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。
 第1条の2第4号中「いう。）」の次に「、非常勤職員」を加える。
 第3条第3項中「）又は」を「）及び」に改める。
 第10条第2項中「条例第60条第1項」の次に「、条例附則第8条の2第2項」を加える。
 第22条中「若しくは第63条第2項」を「、第63条第2項」に改め、「第5項まで」の次に「若しくは附則第8条の2第1項」を加える。

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。